

青森県報

第二千七百三三号

平成十八年
十一月十日
(金曜日)

目次

規則

青森県死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則……………(医療薬務課) ……一

告示

森林法第百八十九条の規定による告示及び掲示……………(林政課) ……一

都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二

過疎地域自立促進特別措置法による公共下水道に関する工事の完了……………(同) ……二

公告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……五

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……五

右 同……………(同) ……六

右 同……………(同) ……六

右 同……………(同) ……七

右 同……………(同) ……七

肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……七

土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……八

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……八

警察官冬帽子外売買契約に係る一般競争入札……………(警察本部) ……八

正誤

昭和二十七年九月二日号外条例中……………(人事課) ……一〇

平成十八年三月三十一日号外第三十六号規則中……………(健康福祉課) ……一〇

平成十年七月三十一日定例告示中……………(政策課) ……一〇

……………(都市計画課) ……一〇

規則

青森県死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十六号

青森県死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則

青森県死体解剖保存法施行細則(平成十二年三月青森県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「所轄保健所長」の下に「(青森市を住所地又は新住所地とする者)については、東地方保健所長」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

青森県告示第八百十号

平成十八年十月十八日青森県告示第七百五十七号で保安林の指定を解除しようとする

る旨告示した次の一の森林について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定により、次の二及び三のとおりその通知の内容及び同条の規定による掲示をした旨を告示する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所及び森林所有者氏名

解除予定保安林の所在場所	森林所有者氏名
下北郡東通村大字野牛字野牛川六三の三、六三の八及び六三の九	高坂安彦 むつ開発観光株式会社

二 解除予定保安林の通知の内容

青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いている関係図書のとおり

三 森林法第八十九条の規定による掲示

平成十八年十一月十日東通村役場に掲示した。

青森県告示第八百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、五戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十八年十一月一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

五戸町

二 都市計画事業の種類

五戸都市計画下水道事業（五戸町公共下水道）

三 事業施行期間

平成七年五月二十四日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画の認可（平成十五年四月四日青森県告示第二百六十五号）の事業地に五戸町字川原町、字川原町下裏、字川原町西裏、字伝兵衛丁、字八景、字沢、字古館向、字鍛冶屋窪、字中道十文字、字新田窪、字二階平下夕、字竹原、字二階平、字五百久保、字上菖蒲川、字菖蒲川上谷地、字菖蒲川前谷地、字菖蒲川後、字中菖蒲川、字菖蒲川下平及び字菖蒲川下谷地を加え、五戸町字堀合、字館、字上大町、字下大町、字天満、字天満後、字熊ノ沢、字鍛冶屋窪上ミ、字下中崎及び字中道において事業地を変更する。

青森県告示第八百十二号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により行った次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第八条第一項後段の規定により告示する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

平川市特定環境保全公共下水道

二 工事の区域

終末処理場

平川市碓ヶ関古懸向安田四の一、五の一、六の一、八の一、九の二、一〇、九一及び九二地内

三 工事の内容

終末処理場（水処理・汚泥処理・沈砂池施設機械・電気設備）

四 工事の完了の日

平成十八年十月十一日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イトーヨーカドー青森店ショッピングセンター
青森市浜田一丁目一四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 井坂榮	変 更 後	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 亀井淳	変更 年月日	平成 一六・九・七
-------	---	-------	---	-----------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 井坂榮	変 更 後	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 亀井淳	変更 年月日	平成 一六・九・七
-------	---	-------	---	-----------	--------------

四 届出年月日

平成十八年十月二十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年十一月十日から平成十九年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘南ビル
弘前市大字駅前三丁目三の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更 年月日
-------	-------	-----------

株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 井坂榮 萩原乳業株式会社 弘前市大字大久保西田三六四 代表取締役 萩原邦俊	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 亀井淳 萩原乳業株式会社 弘前市大字大久保西田三六四 代表取締役 萩原邦俊	平成 一六・九・七
--	--	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 井坂榮	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 亀井淳	平成 一六・九・七

四 届出年月日

平成十八年十月二十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年十一月十日から平成十九年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の一―二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の一―二

代表取締役 三村裕一

福田道路株式会社

新潟県新潟市川岸町一丁目五三の一

代表取締役 三浦克彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 井坂榮	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 亀井淳	平成 一六・九・七

四 届出年月日

平成十八年十月二十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年十一月十日から平成十九年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エルムの街ショッピングセンター

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

五所川原街づくり株式会社

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一

代表取締役 葛西英機

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 井坂榮	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 亀井淳	平成 一八・九・七

四 届出年月日

平成十八年十月二十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び五所川原市役所

2 期間

平成十八年十一月十日から平成十九年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) カブ・大野店

青森市大字大野字前田七三の四外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年十一月十日から同年十二月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前アルカディアショッピングセンター

弘前市大字扇町三丁目一の二、一の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイアル株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 越智壯

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年十一月十日から同年十二月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー八戸石堂店

八戸市長苗代二丁目二の一三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 和田正徳

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年十一月十日から同年十二月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー弘前松原店

弘前市大字松原東一丁目三の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

吉川建設株式会社

弘前市大字富田町一七四

代表取締役 吉川功一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年十一月十日から同年十二月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

野辺地ショッピングセンター

上北郡野辺地町字二本木二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 和田正徳

2 マックスパリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び野辺地町役場

2 期間

平成十八年十一月十日から同年十二月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 樋のロショッピングセンター

弘前市大字樋の口二丁目八の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

2 株式会社サンワド

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役社長 中村勝弘

3 ロック開発株式会社

東京都千代田区神田佐久間川岸六七

代表取締役社長 羽間和彦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年十一月十日から同年十二月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成十八年十一月二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 二九二号	肥料の 種類 魚廃物加 工肥料	肥料の 名称 ツカシ魚 臓加工肥 料2号	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 六・〇 りん酸全量 一・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏名 又は名称及び住所 八戸水産飼料株式 会社 八戸市江陽四丁目 五の一四
----------------------	--------------------------	----------------------------------	---	----------------------------	---

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、廻堰大溜池土地改良区の定款の変更を平成十八年十月三十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる 地域の名称 平川市町居稲村一九三の一及び一九三 の二	開発許可を受けた者の住所 及び氏名(名称) 平川市本町村元一四六の九 株式会社 タカシン
---	--

警察官冬帽子外売買契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十

二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の調達

- 1 警察官冬帽子外 総数 四、五〇四点
- 2 他の調達物品及び規格、数量等 入札説明書による
- 3 納入期限 平成十九年三月三十日
- 4 納入場所 青森県警察本部会計課及び青森県警察学校

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、物品の納入契約についてAの等級に格付けされた者であること。
- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類及び生地見本等について、当該説明書併記の証明書等を添付の上、偽りなく提出しているものであること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一
 青森県警察本部 会計課用度係
 電話 〇一七 七二三 四二二一(内線二二四三)

2 入札書の提出期限

平成十九年一月五日 午後四時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 一階会議室

平成十九年一月九日 午前十時

四 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第三百二十二条及び第三百十三条の規定による。

五 契約保証金に関する事項

契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとする。

- 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

六 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は当該資格を偽って参加した者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって契約金額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Police officer's winter hat and others, total of 4,504 items

(2) Specification and quantity of other purchase will be referred to a bid explanation

2 Place of delivery:
Aomori Prefectural Police HQ
and Aomori Police Academy

3 Due date:
March 30, 2007

4 Time limit for tender:

4:00 P.M. January 5, 2007

5 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211 (EXT. 2243)

人 事 課

発行年月日	区 分	番 号	ページ	段	行	誤	正
昭和三十九年外二	条 例	第四五号	一	二	一	添附書類	添付書類

健康福祉政策課

発行年月日	区 分	番 号	ページ	段	行	誤	正
平成十六年外三 号外第二六号	規 則	第四四号	一〇	上	一	2 金銭的な援助について	2 金銭的な援助について

都 市 計 画 課

発行年月日	区 分	番 号	ページ	段	行	誤	正
平成一七年 第一四四九号	告 示	第五一七号	五	下	六	字小湊	字沼館

正

誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭